国立大学法人鳴門教育大学自家用電気工作物保安規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)における自家用電気工作物(以下「電気工作物」という。)の工事、維持及び運用に関する保安の確保のために必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、別表第1に掲げる電気工作物の事業場(以下「事業場」という。) に適用する。

(他の法令等との関係)

第3条 本学の電気工作物の保安に関しては、消防法(昭和23年法律第186号),建 築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他の法令又はこれらに基づく特別の定 めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(保安業務組織)

- 第4条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、電気工作物の 工事,維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という。)を執行する組織構 成は、次のとおりとする。
 - (1) 保安業務を統括管理する管理者を置き、学長をもって充てる。
 - (2) 事業場ごとに法第43条に規定する主任技術者を置き、管理者が選任する。
 - (3) 保安業務を円滑に行うため、主任技術者の下に補助者を置くことができる。補助者は、本学の職員から、管理者が指名する。
- 2 保安業務の組織は、別表第2のとおりとする。

(管理者の義務)

- 第5条 管理者は、電気工作物に係る保安に関し、次に掲げる事項を決定し、又は実施しようとする場合は、主任技術者の意見を求めるものとする。
 - (1) 年度計画に関すること。
 - (2) 重大な事故に関すること。
 - (3) 災害対策に関すること。
 - (4) 電気工作物の建設工事及び補修工事の計画に関すること。
- 2 管理者は、主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 管理者は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係

がある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

4 管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち会わせるもの とする。

(主任技術者の職務)

- 第6条 主任技術者は、管理者を補佐し、次の各号に掲げる保安監督の職務を誠実に行う。
 - (1) 電気工作物に係る保安及び保安教育に関すること。
 - (2) 電気工作物の工事及び計画に関すること。
 - (3) 電気工作物の運転操作に関すること。
 - (4) 電気工作物の災害対策に関すること。
 - (5) 保安業務の記録に関すること。
 - (6) 保安用機材及び書類の整備に関すること。
- 2 主任技術者は、関係法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に 関する保安の監督を誠実に行わなければならない。
- 3 主任技術者は、事業場ごとに常時勤務するものとする。ただし、電気事業法施行規則 (平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。)第52条第3項の規定によ る経済産業大臣の承認を受けた場合は、2以上の事業場を兼任することができる。
- 4 主任技術者は、前項の規定により、他の事業場の主任技術者を兼任する場合にあって は、第4条第3号に規定する補助者を連絡責任者とする。

(職員の義務)

第7条 電気工作物の工事,維持及び運用に従事する者は,関係法令及びこの規程を遵守するとともに,主任技術者が保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の処置)

- 第8条 管理者は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務を代行するもの(以下「代務者」という。)を指名しなければならない。
- 2 代務者は、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。 (保安教育及び訓練)
- 第9条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に必要な知識及び技能に関する教育を行うとともに、災害その他事故が発生したときの措置について、必要に応じ指導訓練を実施するものとする。

(工事の実施)

- 第10条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な 工事又は改良工事を実施しようとする場合は、あらかじめ管理者の承認を受けなければ ならない。
- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者にこれを検査させ、保安上支障がないことを確認して引渡しを受けるものとする。

(巡視, 点検及び測定等)

- 第11条 保安業務のための巡視,点検及び測定は,別表第3に掲げる基準に基づき行う ものとする。
- 2 主任技術者は、巡視、点検及び測定を行うに当たっては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を経て実施するものとする。
- 3 主任技術者は、巡視、点検及び測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項

が判明した場合は、速やかに管理者へ報告するとともに、当該電気工作物を修理、改造、 移設又はその使用を一時停止、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合 するよう努めるものとする。

(事故発生の防止)

第12条 主任技術者は、事故その他異常事態が発生した場合は、必要に応じ臨時に精密 検査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止に遺漏のないよう措置するものと する。

(運転,操作等)

- 第13条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器その他の機器の操作順序、方法等をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 主任技術者は、事故その他異常が発生した場合は、所管官庁、電気供給事業者ほか関係連絡先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。
- 3 前項の報告及び連絡経路は、受電室その他見やすい場所に掲示するものとする。 (防災体制)
- 第14条 管理者は、台風、地震、火災その他の非常災害(以下「災害等」という。)に 備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとられるよう、次の各号に掲 げる事項についての体制を整備しておくものとする。
 - (1) 指揮命令及び情報伝達系統
 - (2) 予防対策及び機材の整備
- 2 主任技術者は、災害等の発生時における電気工作物の保安を確保するための指揮監督 を行う。
- 3 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認めるときは、直ちに送電を停止すること ができるものとする。

(記録及び保存)

- 第15条 主任技術者は、次の各号に掲げる記録又は書類等について、必要な期間保存しなければならない。
 - (1) 電気工作物の工事,維持及び運用に関する記録
 - ア 巡視,点検,測定記録
 - イ 補修工事記録
 - ウ電気事故記録
 - (2) 主要電気機器の補修記録及び設備台帳
 - (3) 所管官庁,電気事業者に提出した書類その他主要文書 (責任の分界点)
- 第16条 本学と電気事業者との保安上の責任及び財産上の分界点は、事業場ごとの電力 需給契約書に基づく責任及び財産上の分界点とする。

(需要設備の構内)

(測定器具類の整備)

第17条 本学の需要設備の構内は、別図に定める。

(危険の表示)

第18条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、 危険が生じるおそれのある場所には、注意を喚起する表示をしなければならない。 第19条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類を常に整備し、これ を適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第20条 主任技術者は、電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等を整備し、 これを必要期間保存しなければならない。

(保安管理業務の委託)

- 第21条 管理者は、第4条第2号に定める主任技術者を選任すべき事業場に主任技術者 を選任しない、又はできない場合は、省令第52条第2項の規定により所定の手続きを 経て、当該事業場に主任技術者を選任せずに、同施行規則第52条の2に規定する要件 のものに経済産業大臣の承認を受け、保安管理業務を委託して行わせることができる。
- 2 前項により委託して行わせる電気工作物の保安に関しては、この規程を適用しない。 (雑則)
- 第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が 別に定める。

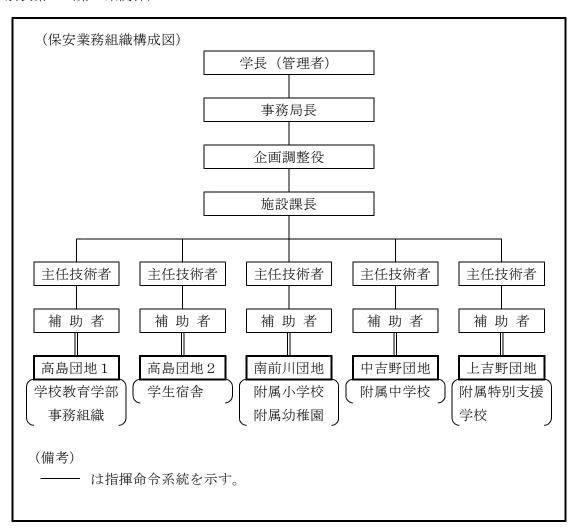
附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事	業 場 区 分	部等
(1)	高島団地 1	事務組織,学校教育学部
(2)	高島団地 2	学生宿舎
(3)	南前川団地	附属幼稚園・附属小学校
(4)	中吉野団地	附属中学校
(5)	上吉野団地	附属特別支援学校

別表第2(第4条関係)



	項目	日(常巡視。	点検手入れ	定期巡視点検手入れ			*	青密点板) 手入れ		測	定	
対象	R	No.	周期	点検箇所要点	No.	周	期	点検箇所要点	No.	周期	点検箇所要点	No.	周期	測定項目
	断路器	1 2	1 ケ月 1 ケ月	受けと刃の接触,過熱,変 色,緩み 汚損,異物付 着	1 2	1	年年	受けと刃の接 触,過熱,緩 み,荒れ具合 振れ止め装置 の機能				1	1 年	絶縁抵抗測定
受	遮断器	1	1ケ月	外観点検,汚 損,亀裂,過 熱,さび,損 傷	1	1	年	外部の損傷, 腐食,過熱, さび,変形, 緩み	1	3 年	遮断速度の測定 (開極投入時間最小動作電圧及び電流	1 2 3	1 年 1 年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により動 作特性
		2 3	1 ケ月 1 ケ月	指示, 点灯 その他必要事 項	2 3	1	年年	操作具合,機 構 付属装置の状			の測定を含む)			
					4	1	年	態 接地線接続部 点検						
電	母 線				1	1	年	母線の高さ, たるみ,他物 との離隔距離,腐食,損傷,過熱				1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1	年	傷, 適熱 接続部分クラ ンプ類の 食, 損傷, 過 熱, 緩み						
設					3	1	年	がいし類支持物の腐食,損傷,変形,緩み						
, px	受電用 変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点 検、漏油、汚 損、振動	1	1	年	各部の損傷, 腐食, さび, 緩み, 汚損油 量	1	5 年 10 年	内部について 点検(コイル 接続部, リー ド線, 鉄心,	1 2 3	1 年 1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試 験
					2	1	年	接地線接続部点検			その他各部)			
	計器用 変成器	1	1 ケ月	外部の損傷, 腐食,さび, 変形,汚損, 温度,音響, ヒューズの異 常その他必要	1	1	年	外部の損傷, 腐食,接触, さび,緩み, 変形,亀裂, 汚損,ヒュ ズの異常				1 2	1 年 1 年	
備				事項	2	1	年	接地線接続部 点検						
	避雷器	1	1 ケ月	外部の損傷, 亀裂,緩み, 汚損	1	1	年	外部の損傷, 亀裂,緩み, 汚損,コンパ ウンドの異常				1 2	1 年 1 年	
					2	1	年							

ı r							<u> </u>		1		1		
受	配電盤	1 2	1 ケ月 1 ケ月	計器の異常, 表示灯の異常 操作, 切替開 閉器などの異 常その他必要 事項	2	1 年	裏面配線のじんあい,汚損,過熱,緩み,断線 接地線接続部 点検	2	2 年2 年	過熱,緩み, 断線,接触, 脱落	1 2 3	1 年 1 年 1 年 2 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の 動作特性
電	電力用 コンデ ンサー	1	1 ケ月	本体外部点検 ,漏油,汚損 ,音響,振動	1	1 年	外部の損傷, 腐食				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
設備	蓄電池	1 2	1 ケ月 1 ケ月	液面, 沈澱物 , 色相, 極板 湾曲, 隔離板 , 端子の緩み , 損傷 表示電池の電	1 2	1 年	木台,がいし の腐食,損傷 ,耐酸塗料の はくり 床面の腐食, 損傷	1	3 年	充電装置の内部	1 2 3	1 ケ月 1 ケ月 1 ケ月 1 年	比重測定 液面測定 各電池の電圧 測定 絶縁抵抗測定
			1971	正, 比重, 温 度測定	3	1 年	充電装置の動 作状況						
配	断路器 , 遮断 器, 開 閉器類			受電設備用と 同じ			受電設備用と 同じ			受電設備用と 同じ			受電設備用と 同じ
配電設備	配電用 変圧器						受電設備用と 同じ			受電設備用と 同じ			受電設備用と 同じ
屋外電線	電線及び支持物	2	1ヶ月 1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物,樹木との距離標識,保護の状況	1 2	 年 年 	電柱,腕木, がいし,支線 ,支柱,保護 網などの損傷 ,腐食 電線取付状態				1	1 年	絶縁抵抗測定
路を含む	ケーブル	1	1 ケ月	へッド、接続 箱、接続な ど接続のの 熱、損及び 熱、負のンド油漏 れ	1	1 年	ケーブル腐食 , きれつ, 損 傷				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		3	1 ケ月 1 ケ月	布設部の無断 掘さく 標識他物との 離隔距離									
負	電動機 その他 回転機	1	1 日	運転者が音響 , 回転, 過熱 , 異臭吸油状 況等について 注意する	1 2	3ヶ月 1 年	音響,振動, 温度 各部の汚損, 緩み,損傷, 伝達装置の異	1	3 年	温度上昇等を 考慮し内部分 解点検,コイ ル軸受,通風 付属装置など	1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
荷		2	1 ケ月	整流子,刷子,集電環	3 4	1 年 1 年	常 制御装置点検	2	3 年	の手入れ			
設備	電熱乾 燥装置	1 2	1 日 1 <i>ケ</i> 月	運転者が温度 ,変形,損傷 等について注 意する 接続部変色,	1	1 年	各部の変形, 損傷,緩み, 可燃物との隔 離状況				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
				腐食,接続部									

負	照明設備	1	1 日	異音,汚損, 不点	1	1	年	照明効果,汚 損,損傷,音 響,温度,コ ンパウンド漏				1	1 年	絶縁抵抗測定
								れ						
荷	配線	1	1ヶ月	開閉器の点検 ,湿気,じん あい等に注意 する	1	1	年	開閉器,機具 の接続				1	1 年	絶縁抵抗測定
微備	実験装置	1	1 日	研究実験者が 異音, 異臭, 過熱, 損傷等 に注意する	1 2	1	年年	研究実験の責 任者を に下すする ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				1	不定期	必要測定事項
非常用予備発電	原動機 関係	1 2 3	1 ケ月 1 ケ月 1 ケ月	燃料系統から の漏油及び貯 溜 機関の始動停 止 始動用空気タ ンクの圧力	1	1	年	機関主要部分 の分解点検	1	3 年	内燃機関の分 解点検			
設備	発電機 関係			電動機その他回転機と同じ				電動機その他 回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ	1 2 3	1 年 1 年 1 年	絶縁抵抗測定接地抵抗測定 接地抵抗測定 継電器試験
太四	太陽電 池アレ イ	1	1 ケ月	表面の汚れ, 汚損,架台の 腐食	1	1	年	接地線の損 傷,接地端子 の緩み				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 開放電圧測定
陽光発電設備	集電箱	1	1ヶ月	外箱の腐食, さび 外部配 線の損傷	1	1	年	接続端子の緩 み、接地線の 損傷、接続端 子の緩み				1	1 年	絶縁抵抗測定
1)用 	パワー コンデ ィショ ナー	1	1ヶ月	外箱の腐食, さび 外部配 線の損傷	1	1	年	接続端子の緩 み,接地線の 損傷,接続端 子の緩み	1	2 年	系統連係保護 装置の動作確 認	1 2	1 年 2 年	絶縁抵抗測定 インバーター 保護機能試験
	接地	1	1ヶ月	配線の損傷								1	1 年	接地抵抗測定

日常点検記録

13/20/11		

点検記録

					,	点	検	結	果	•	記	録	
\f	京	2	項	目	点検日 天候者	月 温度	日 湿度	点検 天候 点検者	月 温度	日 湿度	点検日 天候 者	月 温度	日 湿度
	断路器												
受	遮断器												
गंड	母線												
変	変圧器												
電	計器用	変成	器										
≑ ль	避雷器												
設	配電盤												
備	電力用	コン	デンサ	ナー									
	蓄電池												
配	断路器	遮断	器・開	閉器類									
電	配電用	変圧	器										
設	電線及	び支	持物										
備	ケーブ	ル											
点	電動機	・そ	の他回	可転機									
負世	電熱乾	燥装	置										
荷設	照明設	備											
備	配線												
	実験装	置											
非常用 予備発	原動機	関係											
電装置	発電機	関係											
+	太陽電	池ア	レイ										
陽光	集電箱												
発	パワー	コン	ディシ	/ョナー									
太陽光発電設備	接地												
その													
その他													

定期・精密点検記録(1)

点栈	食者					日	†			
団地	也名					天候	温度	:	湿度	
点検証	己録									
\f	Ī.	検	項	目	点	検	給	t i	果	
	断路	:器								
受	遮断									
変	母絲	Į								
交	変圧									
電		用変成	器							
設	避雷									
	配電									
備		用コン	゚゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙	·—						
	蓄電									
配		器・遮り		閉器類						
電		用変圧								
設		及び支	持物							
備		ブル	- M. F	1 +-→ L/I/.						
負		機・そ		軟機						
荷		乾燥装	道							
設		設備								
備	配絲									
非常用		装置	;							
予備発	1/1/39	機関係								
雷装置		機関係 電池ア								
春	集電		V1							
製			(デノミ	/ョナー						
太陽光発電影偏	接地		111	3 /						
	文儿	1								
その他										
他										
高圧維	色縁抵	抗測定	•				測定器			
涯	 [[]	定	範	囲	測定方法	絶縁抵抗値	(ΜΩ)	測定結果	備	考
	••	<i>,</i>	70		1/1/2/3/12	72/3/12(4) 8 [[2]	(111 -)	DGACABAR	V113	
接地担	_ <u></u> 氐抗測	_]定					測定器			<u></u>
担			象 和	重 別	接地種別	測定値(Ω		測定結果	備	考
13	۸ <u>ال</u>	7 \\]	<i>></i> ∧ 1	土 //1	1女 2世 7里 7月	183 AC E. \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1/	18374474	νн	7

定期・精密点検記録 (2)

点検者							日		付						
団地名							天候				温度		湿度		
変圧器点材	 矣									·					
機	器	名	· 定	格	製造者	• 型式		耐	電圧	酸	化	測定	定結果	備	考
		-													·
地絡継電器	景試験								涯	則定	器				
				整定値	最小重	動作電流	・雷圧				引(sec))			試験
用			途	(A)	A	A		V		%		%	動作	位相角	結果
				(11)	11	11		· ·		/0		/0			小口人
└──── 過電流継電	1年記	· 除		L	1	<u>l</u>	I). VE	則定					
旭 电 / ル 旅 F	巴谷科	- 闷火		+1.		<i>t</i> -t-		~				et 1. tet			
用			途	整型。	定	値			乍電流		限時			結 果	備考
				タップ	レバー	瞬時	限	時	瞬	時		%	%		
					 	 								1	
					<u> </u>										
					 										
 機器点検				I	<u> </u>		I .		l .		l .				
	<i>H</i>		→ 1v4>	生174-	₩. #11-1-		Lde Lil.		4 1.	11-	- J.D. 20		4 H	/ -11:	-1 /.
機器	: 名	• 	- 格	製道	者・型式	2	特 性		虭	1/1-	状儿	尤	結果	備	考
記		事													

絶縁抵抗測定記録

点検者	日	付		
団地名	天候		温度	湿度

測定器

											測定	石口					
盤名称等	回	敃	番	문	庙	用	雷	圧	測	定	値		МΩ			備	考
盆和你守		四	Ħ	7	区	Л	电	/	線	間	7	大	地	測結	定果	VĦ	~7

主要電気機器の保修記録

団地名 電気	室等名
--------	-----

機器名	定	格	製	造	者	型	式	製造番号	備	考	保	修	記	録
												1 1 1 1	! ! !	
												1 1 1 1	: ! ! !	
												1 1 1 1	 	
												1 1 1 1	 	
												i i i		
												i 	i !	
												 	<u> </u>	
												1 1 1 1	 	
												1 1 1	 	
												1		
												1 1 1 1	: :	
												1 1 1 1	 	
												1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 	

記録	事 項	事項	录事工	記

保修工事記録

事 業 場 名

	日 日	修	目	的	保	修	場	所	作	業	 記	事	保修記録	作	業 者	備	考